

「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」 意見書

第I部 総論

◆全体的な方向性については賛同でき、この方向性で推進していただきたい。

- ・ 全体を通じて、社会情勢を踏まえて、校種別、課題別等、様々な観点から非常にバランスが取れた内容である印象を受けます。
- ・ こういった方針に基づいて確実に進めていただくことが重要です。制度的にも財政的にも教員数としても相当な増が伴うと考えられますが、国として持続可能な形で進めていただければ、自治体としても非常に心強く感じます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、学校現場には非常に多くの変化がありました。また、大変厳しい状況の中で、GIGA スクール構想の前倒しがされていますが、今後、国において明確な方針と中長期的なスケジュールを示していただくことで、自治体や学校現場が安心して目の前の業務に向かうことができるようにお願いします。

◆学校の役割については、社会全体での議論が必要。

- ・ 一斉臨時休業により、学校の根本的な意義が問われたと実感しています。「福祉的な役割をも担っているということが再認識された (p9)」には強く共感でき、自治体内部の他部署や、他団体との連携の必要性を改めて感じています。
- ・ 教職員の働き方改革について、「結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担を増大させてきた (p10)」ことは大きな課題です。保護者や地域を始めとする周囲の方々の学校に対する期待が積み重ねられて慣例や文化となり、学校単独での判断を難しくさせている現状があります。引き続き、学校の役割については、社会全体での議論を通じて意識改革がなされることが必要と認識しています。

第Ⅱ部 各論

◆授業時数の配分の弾力化については、早期の実現を希望。

- ・ 児童生徒、学校、地域の実態が様々であるため、学校教育法施行規則において定められた各教科等の時数が、各学校の実情に応じて弾力的に運用できることが望ましいです。また、授業時数の配分の柔軟な運用は、教職員の働き方改革にも資するものと考えます。
- ・ 「カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の特質を踏まえつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化を認める仕組みを設けることも考えられる（p37）」とありますが、早期の実現を希望します。

◆地域の実情等を十分に踏まえた、小学校高学年の教科担任制の導入を希望。

- ・ 横浜市では、小学校高学年における一部教科分担制^(※1)を導入し、学年経営の持続可能性を高めるために必要なチーム・マネジャーを配置しています。平成30年度に8校において取組を開始してから、令和元年度は32校、今年度は85校と段階的に拡充しています。横浜市立大学と連携して効果検証を行ったところ、児童の学力向上や心の安定に加え、教職員の働き方改革の視点でも一定の成果が見られるなど、横浜市の特長的な取組となっています。そのため、チーム・マネジャーを教職員定数に位置付けていただきたくお願いします。
- ・ 小学校高学年からの教科担任制について、「教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資するものであり」、「(令和4(2022)年度を目途に)本格的に導入する必要がある(p38)」とありますが、教員定数の確保及び地域の実情を十分に踏まえたプロセスをお願いします。
- ・ 「専科指導の対象とすべき教科(p38)」について検討される際には、特に、英語科や英語活動に関する効果的な指導体制の在り方について重点的にご議論いただくようお願いいたします。人材確保の観点からも、英語専科教員一人当たり、週24コマの授業を行うことになっていますが、対象を小学校3～6年生だけではなく、横浜市では1・2年生でも外国語活動の授業がありますので、1・2年生まで対象を広げて活用できると望ましいです。さらに、小中学校の間の時程調整の難しさについても考慮いただきますようお願いいたします。

※1 非常勤講師を追加で配置し、特別活動、総合的な学習の時間、道徳の授業は学級担任、それ以外の教科の授業は分担して行う。

◆いじめや虐待に対応するため、児童支援専任教諭(※2)の定数化、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの正規職員としての定数化が必要。

- ・横浜市では、児童支援専任教諭は、いじめ等への対応のみならず、暴力行為などの問題行動の未然防止に資するため、日常的に児童や担任教諭の身近にいて支援・指導を行っています。また、関係機関との連携窓口として信頼関係の構築や、組織対応の中心的役割、緊急事案への対応等が求められるため、児童支援の豊富な経験を持つ教諭を配置する必要があります。児童虐待や自殺の防止、不登校児童生徒などに学校が組織的に対応していくためには、校内での児童支援体制の確立が必要であり、これまでも増して、児童支援専任教諭の役割が重要となっています。
- ・また、これらの問題行動の背景には、家庭の抱える様々な課題が複雑に絡まっており、福祉的な支援が欠かせません。家庭との連携を密に図る意味でも、現在、会計年度任用職員や嘱託等の非常勤職員であるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーをチーム学校の重要な役割を担う正規職員として定数化していくことが必要です。

※2 小学校において、いじめや不登校等の課題に対応するため、児童指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭。

◆不登校児童生徒の学習環境確保のため、国を挙げてあらゆる方策を。

- ・現在、GIGA スクール構想の中で、オンライン授業の活用が求められていますが、さらに不登校特例校の制度を拡大し、不登校児童生徒対象の、オンラインでの授業を中心とする中学校を設置することを検討すべきと考えます。オンライン中学校があれば、場所、地域を問わず、学習環境を確保することが可能となります。
- ・現在、在籍校ではなく、フリースクールに通っている不登校児童生徒もいますので、学校とフリースクールの相互理解に基づく連携、フリースクールに対する経常的な財政支援が求められています。
- ・不登校児童生徒に対する支援には、教育、福祉、心理による包括的なスクリーニングとアセスメントによる支援計画が必要です。また、保護者への支援も重要です。専門的な知見に基づく適切な支援のためにも、不登校児童生徒とその保護者を支える教職員に対する支援のためにも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを正規職員として定数に位置付けることが必要だと考えます。

◆特別支援学校の設置基準の早急な策定が必要。

- ・ 義務教育人口が減少傾向にある一方で、特別支援学校への就学を必要とする児童生徒が増加し、県立・市立ともに、特別支援学校の過大規模化が大きな課題となっています。
- ・ 特に、知的障害児は、新就学児の増加及び市立中学校特別支援学級の卒業生の増加等により、特別支援学校の受入れ先が不足していることが喫緊の課題です。
- ・ 「特別支援学校における教室不足の解消について(令和2年1月31日付通知)」で、学校設置者に対し、今後受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行うとともに、教室不足解消のための計画を策定し、総合的・計画的な取組をより一層推進することとされています。併せて、国が学校設置者の取組を支援するための財政支援の強化を予定していること、学校設置者の集中取組計画を令和2年度末までのできるだけ早い時期までに策定することも示されています。
- ・ 神奈川県及び県内政令3市では、令和2年3月「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会」において報告書をまとめ、特別支援学校を適切に配置していくことを明記したところです。上記国通知に添付された「公立特別支援学校における教室不足調査(令和元年度)」において、神奈川県の不足数が全都道府県で2番目に多いという結果もあり、早急に取組を推進する必要があります。
- ・ 集中取組計画の立案にあたっては、特別支援学校の設置基準に基づくことが財政面も含めた取組の根拠の明確化につながることもあり、特別支援学校の設置基準の早急な策定をお願いします。

◆インクルーシブ教育が学校現場に真に浸透するための方策が必要。

- ・ 現在、学校現場において、真の意味でのインクルーシブ教育や合理的配慮がなされているとはまだまだ言えません。一般学級に在籍する肢体不自由や発達障害のある児童生徒、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、十分な支援が行われていないと考えられます。
- ・ 横浜市では、肢体不自由児童生徒の授業参加における合理的配慮の在り方について検討を重ね、今年度、一般学級等に在籍する肢体不自由児童生徒の学習支援の一層の充実について、体育等の授業の実践例と併せて市内の学校に通知しました。ただ、配慮が必要な児童生徒の状況は様々であり、他の教科等や遠足・宿泊体験学習などの学校行事についても検討していく必要があります。
- ・ これは、指定都市だけに限ったことではなく、全国で一緒に考えていくことが大切だと考えます。学習指導要領等において、インクルーシブ教育を推進するための望ましい対応や具体的な手立て、留意すべきことなどを個別に記載すること、また、合理的配慮のための環境整備に要する予算措置・人的配置などについて、ご検討いただきますようお願いいたします。

◆外国籍・外国につながる児童生徒への指導体制の確保や自治体間の連携促進が必要。

- ・ 外国籍・外国につながる児童生徒は年々増加し、学校教育における、より重要な課題となっていくことが想定されます。日本語指導担当教師の配置については、対象児童生徒 18 人に一人の割合ではなく、実態に即した割合に拡充していただくことを希望します。横浜市では、5 人以上に 1 人、20 人以上で 2 人以上という基準で配置していますが、これでも足りない状況と考えています。
- ・ 横浜市では、来日直後の初期集中支援を実施する日本語指導の拠点を設置しており、今年 9 月には市内 2 か所目の拠点を開設しました。日本語能力の向上や学校生活への適応に効果が認められることから、より一層の推進を図るために正規教員を配置していただくことを希望します。
- ・ 外国籍の児童・生徒の保護者には就学義務がないことから、市町村では、就学すべき学校を指定することができません。また、公立学校以外の私立学校やインターナショナルスクール等に通っていたとしても、当該保護者に報告義務はなく、個人情報保護等の関係により私立学校などから情報を入手することもできません。文部科学省が示した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を踏まえ、住民基本台帳等に基づき、学齢簿の編製にあたり全ての外国人の子供の就学状況についても一体的に管理・把握することなどについて、地方公共団体の取組を促進することが必要と考えます。
- ・ 本指針にあるように地方公共団体において外国籍の子供の状況を管理・把握するためには、その保護者に対して就学状況の届出義務を課す等、国において法整備を進めていただくようお願いします。

◆新時代における学校施設・設備の整備に向けて、早期に方針を。

- ・ 少人数学級の整備期間や水準について、具体的な方針を早急に明確にするとともに、取組の推進に向けた国の財政支援をお願いします。
- ・ 例えば、横浜市では、平成 29 年 5 月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定し、小・中学校 384 校を対象に、目標耐用年数 70 年、事業期間 32 年間と想定して建替事業を進めています。また、個別施設計画として「学校施設の長寿命化計画」を平成 30 年 3 月に策定し、目標耐用年数 70 年及びコスト縮減に向け、状態監視保全を計画に取り入れています。
- ・ 「少人数によるきめ細かな指導体制」に係る施設整備は、学校建替えの在り方に大きく関わり、今後の長寿命化改良の取組にも影響するためです。